

2013年 5月22日

〔 総務大臣 新藤 義孝 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様 〕

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 野村 幸裕
公衆衛生部会長 石原 昭彦

「大阪府立公衆衛生研究所」と「大阪市立環境科学研究所」を統合し 独立行政法人化することについての要請

日々の公衆衛生行政への御尽力について敬意を表します。

今、大阪において、大阪府知事を本部長、大阪市長を副本部長とする府市統合本部で、「府市の二重行政を解消する」として、大阪府立公衆衛生研究所（公衛研）と大阪市立環境科学研究所（環科研）を統合し、独立行政法人（以下、「独法」という）とすることが出され、平成26年4月からの独法化に向けて進行しています。

大阪府では平成25年2月府議会、大阪市では2・3月市議会において、統合・独法化の為に必要な新研究所（名称：地方独立法人大阪健康安全基盤研究所）の定款案と評価委員会の規約案が議決されています。

御承知のとおり、「独法」は、住民や地域社会にとって必要な行政の業務の内、地方公共団体自ら直接に実施する必要のないものを行わせる、独立した法人です。

地方衛生研究所（以下「地衛研」という）は、住民の安全、安心を担保する地方公共団体行政の重要な組織であり、国、保健所とも連携し公衆衛生の保持増進や健康危機管理対策には欠かすことのできない研究、検査機関です。

この「地衛研」を「地方公共団体が自ら直接に実施する必要のないもの」として「独法化」することについては、以下の多くの問題点があると考えています。

つきましては、大阪府・大阪市からの本件に関わる照会等に対しては、国民の健康の保持増進、健康危機管理対策の整備推進の立場から検討いただき、「独法化」はそぐわない旨表明いただくよう強く要請します。

1. 先の新型インフルエンザの大流行でも明らかなように、現在、私たちはトリインフルエンザウイルス A (H7N9) 感染症の到来、マダニ媒介性感染症、

また、風疹の大流行や結核、O157等新旧入り混じった感染症の脅威にさらされています。さらに、今後新たな感染症発生も充分予測されるところです。

加えて、大気汚染に関わる微粒子物質（PM2.5）も問題となっていますし、放射線測定も求められています。

このように公衆衛生や健康危機管理上多くの課題があることを踏まえ、国は地域保健法での基本指針改定の中（健発0731第8号、厚生労働省健康局長通知、平成24年7月31日付）で、地域保健対策の科学的かつ技術的中核機関として、「地衛研」の一層の充実強化を図ることを地方公共団体に求めています。

本件の「独法化」はこの趣旨に反するものです。

2. 「独立行政法人通則法」制定のうちに、「独法」から除外し国が自ら主体として直接実施しなければならない事務・事業として、災害など国の重大な危機管理に直結する業務をあげ、健康危機管理部門では、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所がその対象とされ、地方独立行政法人法にあってもその理念が踏襲されていると聞き及んでいます。

事実、現在、どの都道府県、政令指定都市においても「地衛研」は国と同様に「独法化」されていません。府市統合本部会議が開催されるまで府は、公衆衛生研究所の「独法化」はあり得ないと言ってきました。

「二重行政」という実態に反する理由を持ち出し、突如「独法化」を強行することは、国、府連携して緊密かつ強力な取り組みを必要とする健康危機管理事象に対して、対応の弱体化を招き国民の健康を危機に陥れる恐れを拭いきれません。

国の対策推進にも逆行する事態となってきます。

以上のとおり、本件の「独法化」は重大な問題を招くものと考えています。

貴職におかれましては、大阪府・大阪市の照会に対して「独法化」はそぐわない旨を表明されることを重ねて要請します。

お取り計らいよろしく申し上げます。